

名古屋市交通局管理規程第 13 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年名古屋市交通局管理規程第 19 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 4 月 30 日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

第 5 条第 1 項中「（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札を行う場合において、当該入札の公告を少なくとも 24 日前にする旨を最初の契約に係る一般競争入札の公告において明示したときは、24 日前）」を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。